

# 船舶事故調査報告書

平成22年11月11日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月9日（日） 08時20分ごろ
発生場所	山口県萩市相島 <sup>あいしま</sup> 東方沖 萩相島灯台から真方位070° 7,200m付近 (概位 北緯34° 32.3′ 東経131° 21.0′)
事故調査の経過	平成22年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十二大福丸 <sup>だいふく</sup> 、19トン YG2-7973、有限会社大福丸 18.35m (Lr) × 4.28m × 1.46m、FRP ディーゼル機関、846kW（漁船法馬力数）、平成12年3月4日 B プレジャーモーターボート 龍 <sup>りゅう</sup> 明 <sup>みん</sup> 沖 <sup>ちゅう</sup> 天 <sup>てん</sup> 丸、5トン未満 291-39873山口、個人所有 5.81m (Lr) × 1.98m × 0.95m、FRP ガソリン機関（船外機）、36kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月1日 免許証交付日 平成19年2月26日 (平成25年1月24日まで有効) B 船長B 男性 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年3月29日 免許証交付日 平成22年3月29日 (平成27年3月28日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾外板にき裂及び擦過傷、船尾トランサムステップ脱落
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、相島東方沖を北西の針路及び約19ノットの対地速力で、船首が浮上し、船首方に死角が生じた状態で、自動操舵により航行していた。 船長Aは、操舵室内のいすに座って操船に当たり、左舷船首0.3～0.4海里（M）にある魚礁付近に釣り船2隻を認めたので、安全に避けるため同船を見ながら針路を微調整して、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行を続け、平成22年5月9日08時20分ごろA船の左舷船首部とB船

	<p>の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、相島東方沖で船首を南東に向けて錨泊し、釣りを行っていたところ、船長Bが、船首方2M付近を、B船に向かってくるA船に気付いた。</p> <p>船長Bは、着用していた救命胴衣の笛を吹いたり、大声で叫んだりして、船尾右舷側に移動した直後、両船が衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突に気付いてB船に近寄り、船長Bと事後の相談を行ったあと、漁場に向かった。B船は、自力で係留地へ帰航した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 ほぼ高潮時</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、魚礁付近に釣り船を視認したが、それ以外のところに船舶がいるとは思っていなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、相島東方沖において北西進中、船長Aが、左舷船首方の釣り船に注意を奪われ、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認し、A船に注意喚起したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、相島東方沖において北西進中、船長Aが、左舷船首方の釣り船に注意を奪われ、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認し、A船に注意喚起したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、相島東方沖において北西進中、船長Aが、左舷船首方の釣り船に注意を奪われ、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認し、A船に注意喚起したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、相島東方沖において、A船が北西進中、B船が錨泊中、A船が船首浮上による死角を補う適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								